

8自環第140-2号
令和8年5月25日

愛知県環境審議会
会長 榊原 秀訓 様

愛知県知事 大 村 秀 章



第二種特定鳥獣管理計画の策定について（諮問）

このことについて、別添のとおり第二種特定鳥獣管理計画を策定します。

つきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部自然環境課
野生生物・鳥獣グループ（中村）
電 話 052-954-6230（ダイヤルイン）
メー ル shizen@pref.aichi.lg.jp

(説明)

第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は、各都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定により、都道府県知事が作成することができるものです。

本県では、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカ（以下「4 獣」という。）について、特定計画を策定し、その対策を実施してきました。いずれの計画も令和 8 年度末で期間満了となりますが、引き続き管理を実施するため、次期計画を策定する必要があります。

このため、4 獣に係る特定計画を別添のとおり作成したいので、貴審議会の意見を伺います。